

# 『健全な財政運営へのガイドライン』

[ 改定版 ]

平成31年3月  
松山市

## ■ 策定の目的

「健全な財政運営へのガイドライン」は、これまで本市財政の健全性維持に大きな役割を果たしてきました。

一方で、前回の改定から5年が経過し、この間、地域活性化や人口減少対策として地方創生への取り組みが求められるとともに、子育て・介護などと仕事の両立を目的に、働き方改革が推進されるなど社会経済情勢も大きく変化してきました。

このような中、本市では、社会保障関係経費の増や公共施設の老朽更新など、財政需要の増加とともに、豪雨災害からの一日も早い復旧・復興、子育て・教育環境の充実や防災・減災対策、松山圏域の中心都市として必要な公共投資など、重要課題への確に対応する必要があることから、厳しい財政運営が見込まれます。

そこで、現実に即し、今後5年間、中長期の視点を持った持続可能な財政運営に向けて十分な指標となるよう、これまでの内容を見直すものです。

## ■ 計画目標年度

このガイドラインで示す計画の目標年次は平成35年度までとする。

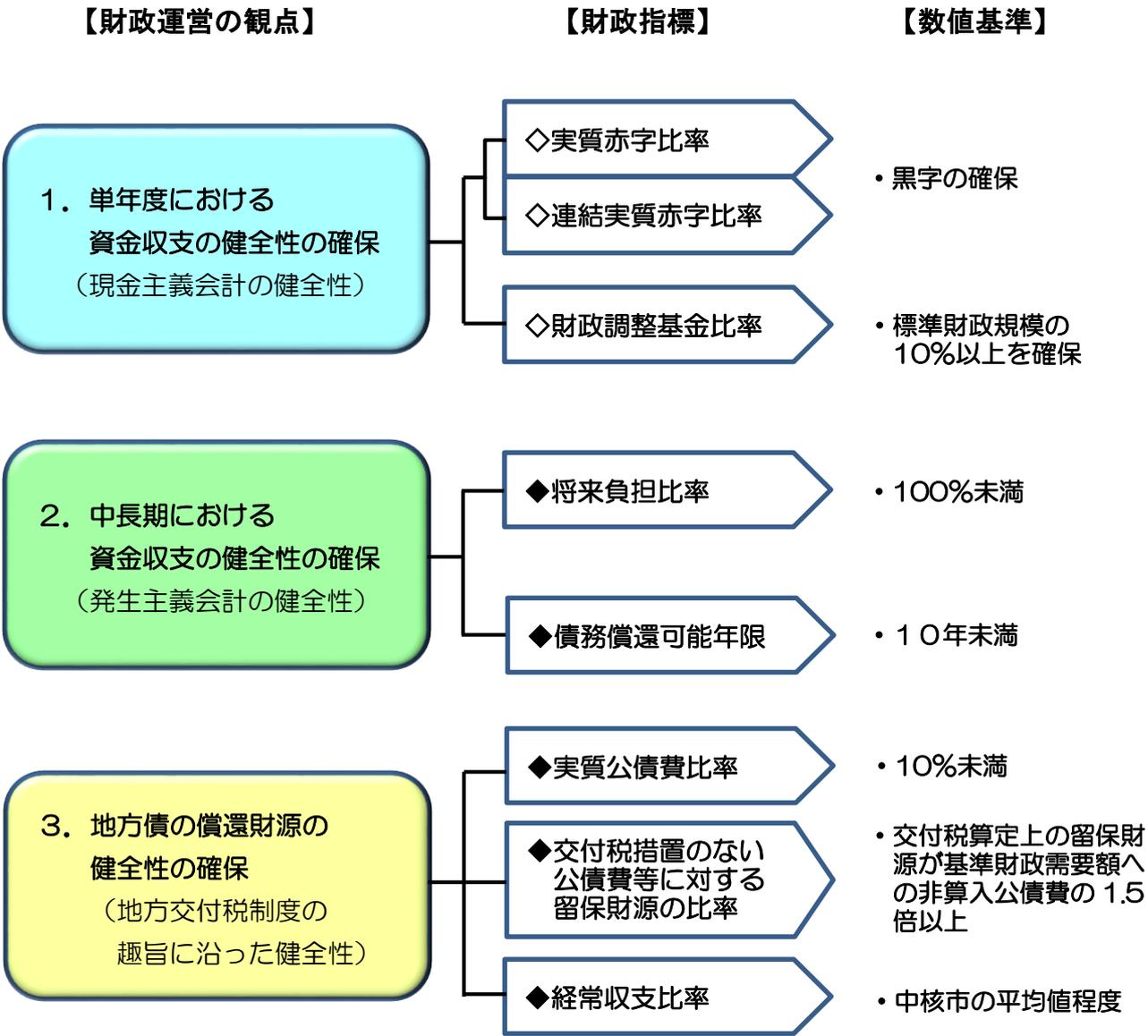
## ■ 策定に関する基本的理解

1. 厳しい財政状況の中、財政の健全性を維持しつつ、第6次松山市総合計画に掲げる将来都市像「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」の実現を力強く推し進めるためには、中長期的視点を持った財政運営が必要である。
2. これまでガイドラインを遵守するなど、健全財政を維持できているものの、社会保障関係経費の増加などにより、厳しい財政運営が見込まれる。
3. JR松山駅周辺整備や市街地再開発など、松山圏域の中心都市として必要な公共投資や施設の老朽更新を進める中で、市債残高の増加が懸念される。
4. 近年の異常気象や南海トラフ地震等の災害に加え、緊急的な財政出動にも対応できるよう、財政弾力化の観点から、基金については適正額を確保する必要がある。
5. 特別会計と企業会計を含めた市全体の健全性確保に取り組むとともに、一部事務組合や第三セクターも含めた連結での財務状況も把握する必要がある。

■ ガイドライン

1. 健全な財政運営に向けての指標及び数値基準

① 単年度における資金収支の健全性（現金主義会計の健全性）、② 中長期における資金収支の健全性（発生主義会計の健全性）及び ③ 地方債の償還財源の健全性（地方交付税制度の趣旨に沿った健全性）をそれぞれ確保する観点から、「資金繰り」と「償還能力」の健全度を測る指標として、以下を健全な財政運営に向けての指標及び数値基準とする。



※財政指標の「◇」は資金繰りに関する指標、「◆」は償還能力に関する指標を表す。

## 2. 財政の健全性確保に向けての取組事項

財政の健全性確保に向けて、以下の事項に取り組むこととする。

### (1) 持続可能な行財政基盤の整備

総合計画に掲げる将来都市像の実現を目指すため、将来的な財政見通しに基づき、事業の効率化や経常経費の縮減、債権管理の適正化などを行い、歳出の抑制と歳入の確保に努める。また、事業効果の検証などにより、政策目的を実現する手段としての最適性に着目して事業の選択を行い、必要な財源を捻出するなど、持続可能な行財政基盤の整備を行う。

### (2) 市債の健全な発行

市債は、年度間の調整機能や世代間負担の公平性を保つ役割があることから、交付税措置のある有利な市債などを効果的に活用し、施策の推進を図るとともに、残高や元利償還金の推移を見込み、償還能力に留意しつつ、利払いの抑制や償還の平準化などを行い、計画的で健全な市債の発行に努める。

### (3) 基金の有効活用

基金は、災害など不測の事態に対応する場合や中長期的視点に立った計画的な財政運営を行ううえで、重要な意味を持つことから、基金残高の推移を見込み、必要な財政調整基金及び減債基金の確保に努める。また、特定目的基金についても、松山圏域の中心都市として必要な公共投資や施設の老朽更新など、各種施策の将来負担を見込み、計画的な基金の活用を努める。

#### (4) 公共施設マネジメントの推進

昭和40年代後半から平成初めにかけて整備してきた数多くの公共施設が次々と建替えの時期を迎えるため、今後、多額の更新費用が必要となることから、公共施設の「量」・「質」・「コスト」の見直しを図り、財政の健全性を維持しつつ、安全で安心な施設を提供する。

#### (5) 市全体の財務状況の把握

特別会計や企業会計、一部事務組合などの財政状況の悪化は、一般会計の財政運営に影響を及ぼすおそれがあるため、会計ごとに経営戦略の策定に努めるとともに、統一的な基準による財務書類を作成し、類似団体との比較などを行うことで、市全体の財務状況を把握する。

#### (6) わかりやすい財政状況の公表

財政状況の透明性を確保することで、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の関心及び理解を深め、健全性をより意識した財政運営につながることから、情報を積極的にわかりやすく公表する。

(参考) 財政指標の説明と計算式

※ 本表中の「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は、財政健全化法における健全化判断比率を示したものの

区 分	説 明 と 計 算 式
実 質 赤 字 比 率	<p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合には早期に解消を図る必要がある。</p> <p>・ 早期健全化基準 11.25% ・ 財政再生基準 20.00%</p>
	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
連 結 実 質 赤 字 比 率	<p>公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率</p> <p>・ 早期健全化基準 16.25% ・ 財政再生基準 30.00%</p>
	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
財 政 調 整 基 金 比 率	<p>財政調整基金現在高の標準財政規模に対する比率</p>
	$\frac{\text{財政調整基金現在高}}{\text{標準財政規模}}$
将 来 負 担 比 率	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（注）に対する比率。一般会計等が負担する借入金の返済額や将来支払っていく可能性のある負担が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分あるのかなど、その団体の将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。</p> <p>・ 早期健全化基準 350.0%</p>
	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

(注) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

区 分	説 明 と 計 算 式
債務償還可能年限	<p>純債務が単年度の償還財源の何年分に相当するかを表す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・純債務：地方債及びそれに準じる一般会計等で負担すべき負債から償還に充当できる基金等を除いたもの</li> <li>・償還財源：経常一般財源総額から公債費・準公債費以外の経常経費充当一般財源等を除いた額で、純債務の償還に充当できるもの</li> </ul>
	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{財政調整基金現在高} + \text{連結実質収支(赤字の場合)} + \text{減債基金現在高} + \text{充当可能特定財源見込額})}{\text{経常一般財源総額} - (\text{経常経費充当一般財源等} - \text{地方債の元金償還金に係る経常経費充当一般財源等} + \text{債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの} + \text{公営企業債の元利償還金に対する繰入金} + \text{組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等})}$
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(注)に対する比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期健全化基準 25.0% ・財政再生基準 35.0%</li> </ul>
	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$
交付税措置のない公債費等に対する留保財源の比率	<p>留保財源の基準財政需要額に算入されない公債費・準公債費に対する比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・留保財源：基準財政収入額を構成する歳入項目の総額から基準財政収入額を除いたもの</li> </ul>
	$\frac{(\text{法定普通税} + \text{法定外普通税} + \text{事業所税} + \text{利子割交付金} + \text{配当割交付金} + \text{株式等譲渡所得割交付金} + \text{地方消費税交付金} + \text{ゴルフ場利用税交付金} + \text{自動車取得税交付金} + \text{軽油引取税交付金} + \text{地方譲与税} + \text{地方特例交付金等} + \text{交通安全対策特例交付金}) - \text{基準財政収入額}}{(\text{地方債の元利償還金に係る経常経費充当一般財源等} + \text{公営企業債の元利償還金に対する繰入金} + \text{組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等} + \text{債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの}) - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$
経常収支比率	<p>毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源が毎年度経常的に収入される一般財源総額に占める比率</p>
	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}}$

(注) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額